

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課	
許 認 可 等 名	青年等就農計画の変更の認定	
根 拠 法 令	農業経営基盤強化促進法	
根 拠 条 項	第14条の5第1項	
連 絡 先	(電話 621-5247)	
審 査 基 準	基 準	(1) 計画が達成できる見込みが確実であること (2) 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること (3) 主たる従事者の年間所得が300万円以上 (4) 簿記記帳を行うこと (5) 年間労働時間 おおむね2,000時間以内
	参 考 事 項	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
	設 定 等 年 月 日	平成30年 3月12日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 約1か月 (休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成30年 3月12日設定 (平成 年 月 日最終変更)